

[事案 2024-380] 新契約成立請求

・令和 8 年 3 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

契約の成立と、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 11 月に申し込んだ医療保険 2 件（契約①および②）について、保険会社にて引受けがなされず、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、遡って契約を成立させ、給付金を支払ってほしい。

- (1) 令和 5 年 1 月に、夫が募集人に保険の見直しを依頼していたが、いつになっても見直しの提案がなく、募集人の上司にその旨を伝えた。
- (2) 令和 6 年 11 月に申込みをしたにも関わらず、保険証券が送られてこないのので、募集人に連絡をしたところ、「契約はきちんと行われているので大丈夫。しばらく待つように。」と言われた。
- (3) 契約①および②は何か月も前から契約する予定だったにも関わらず、募集人が仕事を怠っていたために契約することができなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、本契約の申込みを承諾しておらず、本契約は成立していない。したがって、当社には、本入院手術に関し、本契約に基づく給付金を支払う義務はない。
- (2) 申立人の健康状態からそもそも本契約を引受けできなかった可能性が高く、仮に、当初の告知内容を前提として本契約が成立したとしても、給付金の支払対象外となる可能性が高く、いずれにしても申立人には給付金相当額の損害が発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の提案経緯に関する事情を把握するため、申立人、申立人の夫、募集人の上司である保険会社の担当者に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に亡くなっているため事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求を認めるだけの根拠はないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が申立人の夫から保険の見直しの依頼を受け、相当の期間、これを放置し、見直しの提案をしていなかったことは認められる。
- (1) 本契約①および②について、申立人は、令和 6 年 11 月上旬に申込手続をしているが、保険会社によれば、これらの契約審査に入ったのは同月下旬であり、相当遅れていたことが認められる。これについて、募集人の上司によれば、募集人が、同月上旬に申込手続がされているにもかかわらず、保険会社の管理システムに募集状況の報告をしなかったため、契約引受部門において審査を開始することができなかったということであるが、これによ

り、本契約①および②の契約成立の可否に関する申立人への連絡が遅れることになり、このことが本件紛争の原因の一つになっていることは否定することはできない。